

○「議案第127号 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 回数乗車券の種類の変更に関する市民への周知方法について

議決後に、国土交通省に認可申請を行い、3か月後に認可が下りる見込みである。認可後の平成28年1月から3月までの3か月間を掛けて、市バスホームページや車内ポスター、交通局ニュース等を活用し、十分に周知を行っていききたい。

* 金額の変更だけでなく条例の改正趣旨に関する市民への説明及び利用者の利便性に関する見解について

回数乗車券については、1か月単位で購入する利用者が多いと認識しているが、2,000円券はあまり売上げがなく、4,000円券の場合、23枚つづりのため、2冊買わなければならなかった。新設される5,000円券はつづり枚数が増え利用者の購入頻度が減ることから利便性は向上すると考えており、そうした面も合わせてアピールをしていきたい。また、利用頻度の低い小児の回数乗車券については2,000円券から1,000円券に見直しを行うので、保護者が購入しやすくなると考えている。

* 回数乗車券の種類の変更におけるICカードの利用促進の意図について

変更に伴い、ICカードに移行する利用者もある程度生じると考えている。

* 他の民間事業者が販売していない回数乗車券を継続して販売する理由について

通常、通勤利用者は定期券を購入するが、土日勤務や週5日勤務でない利用者は、回数乗車券を購入している実態がある。IC化への移行が進んでいる現状でも、なお回数乗車券の利用はあるため、近隣事業者では廃止という傾向もあるが、現段階では券種の見直しによる利便性の向上を図ることで、販売を継続していきたいと考えている。今後は、経営状況を踏まえて、回数乗車券の種類の変更の検討を続けていく。

* 市内の回数乗車券販売箇所数について

5つの営業所と、乗車券発売所として川崎駅地下街アゼリア、溝口、東急バス小杉案内所の3か所があり、合計8か所で販売を行っている。

* 値上げに伴う回数乗車券の収入予測について

平成26年度は約9,500万円の売上げがあった。今回の見直しにより回数乗車券の購入者数は若干減少すると考えているが、約800万円の売上増になると見込んでいる。

* 現行の回数乗車券の在庫の見込みについて

来年3月までは、現行の回数乗車券の販売増が見込めるため、約半年分程度は在庫を確保していきたいと考えている。

* 9月に発生した市バス事故による認可申請への影響について

乗車料金の変更に関する認可申請は、車両事故とは直接関係しないため、今

回の認可申請についても影響はない。

《意見》

- * 一日乗車券のように、乗車時にバス車内で購入できるような工夫を、回数乗車券についても今後検討してほしい。
- * 今後の回数乗車券の利用者は継続した往復での利用よりも、単発で団体移動の際に利用する場合に割安になると考えており、中学生の部活動利用等に適していると考えられるため、積極的に周知してほしい。
- * 今回の変更は、利便性の向上には直接つながらないと考えるので、市民には金額の変更にとどまらず、回数乗車券の種類の変更の趣旨を周知するようにしてほしい。
- * 今回の変更は実質的な値上げである。また、回数乗車券は1枚でも安くなることを求めて、まとまった金額を払い購入して使うのが、本来の使い方としての市民の要求であると考えため、一度に5,000円もの支出をしなければならないのは、回数券の在り方として適切でないことから本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決